

第9次豊田市総合計画図書等制作業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

第9次豊田市総合計画の計画本編図書及びその他資料の制作について、本市が作成した内容（計画内文章、写真、図等）を基に、図表等の加工やイラストを制作するとともに、デザイン、レイアウト等を工夫し、より分かりやすく親しみやすい図書等の媒体を制作することで、広く市民、特に子育て世代・若者に対して、将来に向けた本市のまちづくりの方向性及び市政経営の基本的な指針の共有を図り、市民と行政の共働によるまちづくりにつなげることを目的とする。

2 契約の概要

業務の内容は、別添「第9次豊田市総合計画図書等制作業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提案限度額

12,400,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること。ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。

5 選考日程

- (1) 全体スケジュール

令和6年4月23日（火）

事業実施の公告、公表、公募開始
業務説明資料等の交付開始

5月 7日 (火)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
5月 8日 (水)	参加資格確認通知書の送付
5月10日 (金)	質問の回答期限
5月17日 (金)	提案書等の提出期限
5月23日 (木)	ヒアリングの実施及び選考委員会の開催
5月24日 (金)	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
6月17日 (月) 予定	業者選定審査会による見積相手の決定
6月26日 (水) 予定	見積徴取
7月 4日 (木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 令和6年5月23日(木) 午後1時から午後5時までの指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 東61会議室(東庁舎6階)
- ウ 備考 ・提案された企画書等に基づき1者25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
- ・出席者は3名以内とし、業務担当責任者からの説明とする。
 - ・説明は提出資料のみとし、追加資料等の持込みは認めない。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6 選考委員

委員長	企画政策部	部長	都築 和夫
委員	学識経験者		中野 貴博
			(中京大学教授・豊田市総合計画審議会副会長)
	企画政策部	副部長	青木 勉
	市政発信課	課長	松原 真
	企画課	課長	野依 真人

7 提出書類

A4サイズ片面10枚以内(7(4)・(5)を除く。)に下記内容を記載(様式自由)すること。提出部数は、紙媒体(両面印刷可)で正本1部と副本8部、電子媒体で正副各1部とする。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務概要及び実績

会社概要、類似業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)。なお、実績については令和元年度以降に実施した業務とし、現在履行中の業務は対象外とする。

(2) 業務担当責任者等の業務実績・履行体制

業務担当責任者等の、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務。なお、実績については令和元年度以降に実施した業務とし、現在履行中の業務は対象外とする。

(3) 業務実施計画等の提案

提案者の保有する情報、公開されている資料等を活用し、次に掲げる項目について記載すること。

ア 業務実施方針

- ・制作の方針（コンセプト）
- ・業務実施にあたり提案者が重視するべきと認識する点 等
- ・工程計画

イ 計画本編図書及び（仮称）コンセプトブックの制作に関する提案

- ・本市が提供する「ミライ構想（案）」を基にした制作イメージ（案）
- ・その他制作に当たっての提案 等

ウ （仮称）コンセプト動画の制作に関する提案

- ・具体的な動画構成のイメージ（案）
- ・その他制作に当たっての提案 等

エ その他の提案・意見

- ・追加制作媒体の提案や活用イメージ等、その他の自由提案

オ 必要に応じ、アからエまでを補足する事項

(4) 見積書

(5) 同種業務実績を証明する制作実績

- ・10 ページ以上のパンフレット類の制作物

※データ又は現物で提出すること。なお、現物についてはヒアリング実施後、提案者に対し返却する。

8 評価項目及び採点方法

(1) 各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点（合計310点）以上の者とする。

ア 業務経歴等（20点）（事務局評価）

- (ア) 企業の業務実績（5点）
- (イ) 業務担当責任者の業務実績（5点）
- (ウ) 業務担当者の業務実績（5点）
- (エ) 履行体制（5点）

イ 業務実施計画等（80点）（選考委員評価 ※（カ）のみ事務局評価）

- (ア) 業務実施方針（15点）
- (イ) 計画本編図書及び（仮称）コンセプトブックの制作に関する提案（20点）
- (ウ) （仮称）コンセプト動画の制作に関する提案（15点）
- (エ) その他の提案・意見（15点）
- (オ) 取組意欲（5点）
- (カ) 価格（10点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しな

い。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は、無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合は、この限りでない。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問合せ先】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 企画政策部 企画課 計画調査担当
電話 0565-34-6602 (直通) FAX 0565-34-2192
E-mail : kikaku@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>